

番号法に基づき申請時に必要な書類

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」といいます）が施行され、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務においても個人番号（マイナンバー）の利用が始まり、個人番号の記載並びに本人確認のための書類の提出が必要です。

○新規申請において個人番号の記載が必要な様式

支給認定申請書 「受診者」と「申請者」の番号記載

世帯調書 「支給認定基準世帯員」（受診者と同じ医療保険に加入する者）の番号記載

※国民健康保険に加入の場合、世帯調書には支給認定基準世帯員である加入者全員の記載が必要ですが、課税証明が不要な義務教育課程以下のお子さんに限り、個人番号の記載は不要です。

なお、個人番号の記載に伴い、**他人の成りすまし防止**のため、申請の際には**厳格な本人確認が義務づけられています**。

申請者の方は「番号確認」及び「身元確認」、
同一保険世帯の方は「番号確認」のみさせていただきます。

本人確認とは・・・

正しい個人番号であることの確認「①番号確認」と、手続きを行っている方が個人番号の正しい持ち主であることの確認「②身元確認」です。申請の際には、それぞれの確認に必要な以下の書類を提出してください。

①番号確認

以下のいずれか1点

・住民票（個人番号入り）

※不要な方の個人番号は受付の際にマスキングします。

※新規申請時に必要な住民票と兼用が可能です。

・マイナンバーカード

・通知カード

※但し、氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。

個人番号の記載が必要な方全員の番号確認が必要です。



②身元確認

以下のいずれか

【1点確認でよいもの】

マイナンバーカード、運転免許証、

身体障害者手帳、

精神障害者保健福祉手帳

療育手帳、パスポート等

【2点確認でよいもの】

公的医療保険の資格確認書（医療保険証）、

年金手帳、医療受給者証、

児童扶養手当証書等

※当面は、申請時の提出書類である、「住民票」

「課税所得証明書」等による確認も可。

※番号確認書類として住民票を提出した場合は、住民票を身元確認書類としては利用できません。

